

今日から12月。国家試験まであと2ヶ月しか...いや、いや、まだあと2ヶ月も！あります。ここは前向きに、「2ヶ月でやれること」を追求していきましょう。12月は基本を確認、1月は直前対策...まだまだ時間はあります。

今回は物議を醸した昨年の問題をじっくり考えて、ソーシャルワークの基本を確認したいと思います。出題科目は「権利擁護と成年後見制度」でしたが、「現代社会と福祉」、「相談援助の基盤と専門職」、「就労支援サービス」、「低所得者」などの科目に関わる内容です。

【問題10：(29回78 権利擁護と成年後見制度)】

日本国憲法における社会権を具体化する立法の外国人への適用に関して、最も適切なものを一つ選べ

- 1 労働基準法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない
- 2 労働者災害補償保険法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない
- 3 生活保護法は、就労目的での在留資格で在留する外国人に適用されることはない
- 4 国民年金法は、永住外国人に適用されることはない
- 5 国民健康保険法は、永住外国人に適用されることはない

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【国内の国境を越えて】

在留外国人の社会権に関する(29回問題78)は、「社会福祉士の国家試験問題として不適切ではないか」という声があがり、話題となりました。

選択肢1の労基法と2の労災保険は、国籍を問わず適用され、特に労働者を保護する目的の労災保険は不法滞在であっても適用されることを確認しておきましょう。「国際人権規約」(1966年国連総会採択)に照らして、福祉の諸権利は国籍に関係なく保障されると考えることが基本となります。

因みに「国際人権規約」は「A規約：経済的・社会的及び文化的権利に関する」と「B規約：市民的及び政治的権利に関する」からなり、「世界人権宣言」(1948年)を具体化した拘束力のある国際条約で、日本はA規約とB規約を1976年に批准しています。

選択肢4の国民年金法と5の国民健康保険法については、この国の社会保険は国籍に関係なく加入が必要で、働いた人は所得税、住民税などを、そして誰もが消費税を納税していることを確認しましょう。

選択肢はすべて否定文ですが、法律の文言を検討するならば選択肢3生活保護法を選ばざるを得ません。しかし、実際には永住外国人はもちろんのこと、難民として認定された人たちに対しても生活保護法が適用されていることは周知の事実です。これは「人道的な観点からの措置」とする国の通知を根拠とするものであり、この点からしてもこの出題に疑問が湧くのは必然のように思います。

日本社会福祉士会にも複数の会員から、この出題に対する疑問の声が寄せられ、2017年3月発行の日本社会福祉士会ニュース183号には「ソーシャルワーカーとして選択肢3を積極的に選ぶ事には抵抗がある」というコメントと共に「私たちは国籍に関わらず、すべての人々の人権が守られるように、これからも活動していく所存です」とする会長談話が発表されました。

ここではグローバル化が進み、自国民だけを対象とする従来の「福祉国家」の枠組みでは対応しきれなくなっている現状、そして言うまでもなくソーシャルワーカーは国籍や民族、人種などにかかわらず、社会的に不利な人の立場に立つべきであることを確認しておきましょう。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題 10 の正解と解説】

1×就労目的でなくても労基法 9 条の「労働者」の定義にあてはまれば労基法は適用されます

2×労災保険はアルバイト、パート等も含めて、国籍に関係なく適用されます

3○生活保護法は就労目的での在留資格者は適用されません。但し、出入国管理法上の在留資格を有する者には適用されている事に注意！

4×永住外国人には国民年金法が適用されます

5×永住外国人には国民健康保険法も適用されます

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会